

(日本語参考訳)

## Climate Action 100+ ネットゼロ企業ベンチマーク v1.1<sup>1</sup>

開示情報フレームワーク (TPI が評価)

**指標 1: 2050 年まで (またはもっと早期) に温室効果ガス排出ネットゼロという野心的目標<sup>2</sup>**

### サブ指標 1.1

当該企業は 2050 年まで (またはもっと早期) に、温室効果ガス排出ネットゼロを達成するための野心的目標を設定している。

**評価基準 a):** 当該企業はスコープ 1 およびスコープ 2 の 95%以上を明確に含めた、ネットゼロ温室効果ガス排出を謳う定性的な野心的目標を表明している。

**評価基準 b):** 当該企業のネットゼロ温室効果ガス排出を謳う野心的目標は、該当する場合にはその企業のセクターの最重要のスコープ 3 排出カテゴリーを含めている。

**指標 2: 長期的 (2036~2050) 温室効果ガス削減ターゲット**

### サブ指標 2.1

当該企業は自社の温室効果ガス排出削減のため、明確に定義されたスコープの排出に関し、2036 年から 2050 年までのターゲットを設定している。

### サブ指標 2.2

長期的 (2036~2050) 温室効果ガス削減ターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 排出の 95%以上ならびに最重要のスコープ 3 排出 (該当する場合) を対象としている。

**評価基準 a):** このターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 の排出合計の 95%以上を対象としていると当該企業は明示している。

**評価基準 b):** 当該企業がスコープ 3 温室効果ガス排出ターゲットを設定している場合、それは当該企業のセクター (該当セクター) の最重要スコープ 3 排出カテゴリーを対象としており、当該企業はスコープ 3 ターゲットの設定に用いられた手法を公表している。

### サブ指標 2.3<sup>3</sup>

当該ターゲット (ターゲットがない場合は当該企業が開示した最新の温室効果ガス排出原単位) は、地球温暖化を 1.5°Cに抑えるという目標と整合している。

このサブ指標の意図は長期的ターゲットが、低オーバーシュートまたはオーバーシュートなしで地球の気温上昇を 1.5°Cに抑えるというパリ協定の目標を達成するための排出量の経路 ([IPCC 1.5°C特別報告書](#)の P1 または 2050 年ネットゼロ排出に相当) と整合していることである。当該企業の排出原単位が評価シナリオと整合している場合 (あるいは短期・中期的に整合すると見込まれる場合)、長期的にも整合する状態が継続すると想定する。<sup>4</sup>

### 指標 3 : 中期的 (2026~2035) 温室効果ガス削減ターゲット

#### サブ指標 3.1

当該企業は自社の温室効果ガス排出削減のため、明確に定義されたスコープの排出に関し、2026 年から 2035 年までのターゲットを設定している。

#### サブ指標 3.2

中期的 (2026~2035) 温室効果ガス削減ターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 排出の 95%以上ならびに最重要のスコープ 3 排出 (該当する場合) を対象としている。

**評価基準 a):** このターゲットはスコープ 1 およびスコープ 2 の排出合計の 95%以上を対象としていると当該企業は明示している。

**評価基準 b):** 当該企業がスコープ 3 温室効果ガス排出ターゲットを設定している場合、それは当該企業のセクター (該当セクター) の最重要スコープ 3 排出カテゴリーを対象としており、当該企業はスコープ 3 ターゲットの設定に用いられた手法を公表している。

#### サブ指標 3.3<sup>3</sup>

当該ターゲット (ターゲットがない場合は当該企業が開示した最新の温室効果ガス排出原単位) は、地球温暖化を 1.5°Cに抑えるという目標と整合している。

このサブ指標の意図は中期的ターゲットが、低オーバーシュートまたはオーバーシュートなしで地球の気温上昇を 1.5°Cに抑えるというパリ協定の目標を達成するための排出量の経路 (IPCC 1.5°C特別報告書の P1 または 2050 年ネットゼロ排出に相当) と整合していることである。当該企業の排出原単位が評価シナリオと整合している場合 (あるいは短期的に整合すると見込まれる場合)、中期的にも整合する状態が継続すると想定する。<sup>4</sup>

### 指標 4 : 短期的 (2025 までの) 温室効果ガス削減ターゲット

#### サブ指標 4.1

当該企業は自社の温室効果ガス排出削減のため、明確に定義されたスコープの排出に関し、2025 年までのターゲットを設定している。

#### サブ指標 4.2

短期的 (2025 までの) 温室効果ガス削減ターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 排出の 95%以上ならびに最重要のスコープ 3 排出 (該当する場合) を対象としている。

**評価基準 a):** このターゲットはスコープ 1 およびスコープ 2 の排出合計の 95%以上を対象としていると当該企業は明示している。

**評価基準 b):** 当該企業がスコープ 3 温室効果ガス排出ターゲットを設定している場合、それは当該企業のセクター (該当セクター) の最重要スコープ 3 排出カテゴリーを対象としており、当該企業はスコープ 3 ターゲットの設定に用いられた手法を公表している。

### サブ指標 4.3<sup>3</sup>

当該ターゲット（ターゲットがない場合は当該企業が開示した最新の温室効果ガス排出原単位）は、地球温暖化を 1.5°C に抑えるという目標と整合している。

このサブ指標の意図は短期的ターゲットが、低オーバーシュートまたはオーバーシュートなしで地球の気温上昇を 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための排出量の経路 (IPCC 1.5°C 特別報告書の P1 または 2050 年ネットゼロ排出に相当) と整合していることである。当該企業の排出原単位が評価シナリオと整合している場合、短期的にも整合する状態が継続すると想定する。<sup>4</sup>

## 指標 5：脱炭素化戦略（ターゲットの達成）

### サブ指標 5.1

当該企業は自社の長期的および中期的な温室効果ガス削減ターゲットをどのように達成する計画かを説明する脱炭素化戦略をもっている。<sup>5</sup>

**評価基準 a):** 当該企業は、対象期間中に自社の温室効果ガス削減ターゲット達成のために取る一連のアクションを特定している。こうした対策では、温室効果ガス排出（該当する場合にはスコープ 3 排出を含む）の主要発生源について明確に言及している。

**評価基準 b):** 当該企業は、自社の排出（該当する場合にはスコープ 3 排出を含む）の主要発生源に関する戦略の重要な要素（技術革新や製品構成の変更、サプライチェーン対策、研究開発支出等）を数値化している。

### サブ指標 5.2

当該企業の脱炭素化（ターゲットの達成）戦略には、低炭素製品やサービスからの「グリーン・レベニュー」の役割が明記されている。<sup>6</sup>

**評価基準 a):** 当該企業は既に「グリーン・レベニュー」を生み出しており、売上全体に占める「グリーンレベニュー」の割合を開示している。

**評価基準 b):** 当該企業は売上全体に占める「グリーン・レベニュー」の割合を増やすようターゲットを設定しているか、セクター平均を上回る「グリーン・レベニュー」の割合を開示している。

## 指標 6：資本の整合性

### サブ指標 6.1

当該企業は将来の資本支出の脱炭素化に取り組んでいる。

**評価基準 a):** 当該企業は、資本支出計画を、自社の長期的温室効果ガス削減ターゲットと整合させること、あるいは排出削減対策なしの炭素集約型資産または製品に予定される支出を段階的に廃止することに明確にコミットしている。

**評価基準 b):** 当該企業は、資本支出計画を、パリ協定の世界の気温上昇を 1.5°C に抑えるという目標と整合させること、および排出削減対策なしの炭素集約型資産または製品への投資を段階的に廃止することに明確にコミットしている。

#### サブ指標 6.2

当該企業は、自社の将来の資本支出がパリ協定と整合しているかを判断するために使用した手法を開示している。

**評価基準 a):** 当該企業は、自社の資本支出計画と脱炭素化目標との整合性を評価するために使用している手法ならびに基準を開示している（主要な想定および重要業績評価指標 [KPI] を含む）。

**評価基準 b):** 当該手法により重要な成果が数値化されている（炭素集約型資産または製品に投資される自社の資本支出の割合や当該資産への資本支出が最大となる年度を含む）。

### 指標 7：気候政策エンゲージメント

#### サブ指標 7.1

当該企業は気候変動ロビーに関してパリ協定に整合した立場をとり、直接的なロビー活動はすべてこの立場に整合している。

**評価基準 a):** 当該企業は、自社のすべてのロビー活動をパリ協定の目標に整合させて行うという具体的なコミットメントや立場を表明している。

**評価基準 b):** 当該企業は気候関連のロビー活動（会合、政策に関する意見提出など）を列挙している。

#### サブ指標 7.2

当該企業は所属する業界団体がパリ協定に整合するロビー活動を行うことを期待し、業界団体への所属状況を開示している。

**評価基準 a):** 当該企業は所属する業界団体がパリ協定の目標に整合するロビー活動を行うようにするという具体的な意思表示をしている。

**評価基準 b):** 当該企業は自社の業界団体への所属状況を開示している。

#### サブ指標 7.3

当該企業は、所属する業界団体がパリ協定に整合するロビー活動を行うようにするためのプロセスを持っている。

**評価基準 a):** 当該企業は所属する業界団体の気候変動に関する立場とパリ協定との整合性をレビューし、これを公表している。

**評価基準 b):** 当該企業はレビューの結果、どのような行動を起こしたかを説明している。

## 指標 8 : 気候ガバナンス

### サブ指標 8.1

当該企業の取締役会は気候変動を明確に監督している。

**評価基準 a):** 少なくとも次のいずれか 1 つにより、気候変動リスクの管理に対して、取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠を当該企業は開示している。

- (サステナビリティの成果だけでなく) 気候変動に対して明確な責任を負っている経営役員または経営委員会委員が存在し、当該役員が取締役会または取締役会レベルの委員会に対して報告を行っている。
- CEO が気候変動に対して責任を負っており、なおかつ気候変動問題に関して取締役会に報告を行っている。
- (サステナビリティの成果だけでなく) 気候変動に対して明確な責任を負っている委員会 (必ずしも取締役会レベルの委員会である必要はない) が存在し、当該委員会が取締役会または取締役会レベルの委員会に対して報告を行っている。

**評価基準 b):** 気候変動に対して責任を負う取締役会レベルの役職 (以下) を指名している。

- 気候変動に対して明確な責任を負う取締役会の役職、または
- CEO が取締役会の一員である場合には、CEO が気候変動に対して責任を負うとされている。その他の役員が取締役会の一員である場合には、その役員が気候変動に対して責任を負うとされている。

### サブ指標 8.2

当該企業の役員報酬体系に気候変動に関する成果の要素が組み込まれている。

**評価基準 a):** 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めに、業績連動型報酬を判定する KPI として、気候変動の成果 (「ESG」または「サステナビリティ成果」との言及だけでは不十分) が明確に組み込まれている。

**評価基準 b):** 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めに、業績連動型報酬を判定する KPI として、当該企業の温室効果ガス削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている (指標 2、3 または 4 のターゲットを満たす必要がある)。

### サブ指標 8.3 [ベータ] <sup>7</sup>

取締役会は気候関連リスクおよび機会を評価し、管理する十分な能力や技量を有している。

**評価基準 a):** 当該企業は気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価し、評価結果を開示している。

**評価基準 b):** 当該企業は気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価する際に用いる評価基準または技量を高めるために実施している施策についての詳細を開示している。



## 指標 9 : 公正な移行 [ベータ] <sup>8</sup>

気候変動に関するパリ協定の締約国はその前文で、各国の気候変動対策において、自国が定める開発の優先順位に基づく労働力の公正な移行、ならびに適切な仕事および質の高い雇用の創出が必要不可欠であることを考慮する必要があることに同意している。

### サブ指標 9.1

#### 認識

**評価基準 a):** 当該企業は、自社の気候変動戦略が及ぼす社会的影響-公正な移行-が自社の事業にとって重要な問題であると認識する公式の声明を出している。

**評価基準 b):** 当該企業は、気候変動に関するパリ協定および／または国際労働機関 (ILO) の公正な移行に関するガイドラインを明確に参照している。

### サブ指標 9.2

#### コミットメント

当該企業は公正な移行の原則にコミットしている。

**評価基準 a):** 当該企業は、公正な移行の原則に則った脱炭素化にコミットする方針を公表している。

**評価基準 b):** 当該企業は、脱炭素化の影響を受ける労働者の雇用維持、再訓練、配置転換および／または補償にコミットしている。

### サブ指標 9.3

#### エンゲージメント

当該企業は、公正な移行に関し、ステークホルダーと協議している。

**評価基準 a):** 当該企業は労働者、組合、コミュニティ、サプライヤーと協力して、公正な移行計画を策定した。

### サブ指標 9.4

#### 行動

当該企業は、公正な移行の原則に沿って自社の脱炭素化戦略を実施している。

**評価基準 a):** 当該企業は、脱炭素化の影響を受ける地域で低炭素イニシアチブ（例：リジェネレーション、クリーンで手頃な価格のエネルギーへのアクセス、用地の転用）を支援している。

**評価基準 b):** 当該企業は、自社の脱炭素化の取り組みと新たなプロジェクトの開発にあたり、影響を受けるコミュニティと協議し、同意を求めている。

**評価基準 c):** 当該企業は、自社の脱炭素化戦略で悪影響を受ける、財務上脆弱な顧客を支援する措置を講じている。

## 指標 10 : TCFD 開示

### サブ指標 10.1

当該企業は TCFD 提言の実施にコミットしている。

**評価基準 a):** 当該企業は自社の開示を TCFD 提言と整合させることに明確にコミットしている、または当該企業が TCFD ウェブサイト上で支持者としてリストに記載されている。

**評価基準 b):** 当該企業は自社の年次報告において TCFD と整合する開示を明確に示している、または独立した TCFD 報告書でそうした開示内容を公表している。

### サブ指標 10.2

当該企業は気候シナリオ分析を行い、自社の戦略および事業のレジリエンスをテストしている。

**評価基準 a):** 当該企業は気候関連シナリオの分析（定量的要素を含む）を行い、その結果を開示している。

**評価基準 b):** 定量的シナリオ分析は 1.5°C 地球温暖化シナリオを明確に含み、全社を対象とし、使用された重要な想定および変数を開示し、特定された重要なリスクおよび機会について報告している。

#### セクター分類とスコープ3 排出の適用\*

分類	セクター	スコープ3の適用	分類	セクター	スコープ3の適用
エネルギー	石油・ガス	適用（販売した製品の使用）	工業	アルミニウム	適用せず
	石油・ガス販売	適用（販売した製品の使用）		セメント	適用せず
	電力	石油・ガス販売が事業に含まれる場合は適用（販売事業で販売した製品の使用）		鉄鋼	適用せず
	石炭採掘	適用（販売した製品の使用）	化学	適用（購入した物品・サービス、および販売した製品の使用）	
運輸	自動車	適用（販売した製品の使用）	製紙	適用せず	
	航空	適用せず	各種鉱業	適用（販売した製品の加工、石炭製品製造の場合は製品の使用も）	
	海運	適用せず	その他工業	個別に判断（電気を除く、販売した製品の使用）	
	その他運輸	適用（販売した製品の使用）	消費財	消費財	適用（購入した物品・サービス）

\*評価基準 1、2、3、4、5における扱い。

<sup>1</sup> Climate Action 100+ ネットゼロ企業ベンチマークは、世界で温室効果ガス排出の多い企業がネットゼロの未来に移行するにあたり、どの程度進捗を遂げているかを評価するための開示の枠組みである。ベンチマークは、エンゲージメント対象企業の気候変動リスクへの対応を評価し投資家と企業にさらなる知見を提供することを目的とした、独自の分析手法とデータセットに基づく一連の評価によって構成されている。この資料は Transition Pathway Initiative (TPI) が、リサーチとデータのパートナーであるロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment と FTSE Russell の支援を受けて評価する 10 の開示情報評価の指標について解説するものである。企業データはすべてアニュアルレポート、財務報告、CDP 開示など、当該企業の公開情報に基づく。ネットゼロ企業ベンチマークの整合性評価 (資本配分、会計、ロビー活動) については、この資料ではカバーしていない。整合性評価は他のデータ提供者 (Carbon Tracker Initiative、2 Degrees Investing Initiative と InfluenceMap) により、各々の評価手法に基づいて評価される。

<sup>2</sup> 企業が温室効果ガスのネットゼロ排出を達成するのに必要な期間はセクターより異なる。

<sup>3</sup> サブ指標 2.3、3.3、4.3 は TPI のカーボンパフォーマンス評価の手法に基づいて評価される。この手法は Sectoral Decarbonisation Approach (SDA) という、一定の気候シナリオに整合する上で必要な温室効果ガス削減ターゲットを企業が設定するための科学的メソッドを用いている。

<sup>4</sup> バージョン v1.1 では、サブ指標 2.3、3.3、4.3 について、データが入手可能なセクターでは、前回使用した IEA の 2°C 未満シナリオ (Beyond 2 Degrees scenario: B2DS) に替えて、2021 年 5 月に公表された IEA の 1.5°C シナリオ (2050 年ネットゼロシナリオ) を採用する。このシナリオは、今世紀半ばまでに排出ネットゼロを達成し、50% の確率で気温上昇を 1.5°C に抑える経路を示す。この評価で用いる IEA の 2050 年ネットゼロシナリオの排出経路は 2030 年までは IPCC1.5°C シナリオの経路 P2 と近く、その後より早いペースで排出削減が進み 2050 年にネットゼロに到達する (IEA、2021 年)。このシナリオでは IPCC の経路 P1 より幅広い排出削減技術を考慮するが、どちらの経路もネガティブエミッションにあまり依存せずに、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑える経路である。この IEA シナリオは厳密には IPCC 特別報告書の経路 P1 に相当しないが、2050 年ネットゼロ排出に移行するために必要なエネルギーシステムや経済のこれまでにない変化を示す目的を果たすものである。したがって、世界の気温上昇を 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標に沿って企業の細かいベンチマーク評価を行う上で、現時点では IEA の 2050 年ネットゼロシナリオが最良・最適であると CA100+ は考えている。評価対象企業の大半が属するセクターが現在カバーされているが、以下のセクターのカーボンパフォーマンスはまだ評価できない: 化学、石炭採掘、消費財およびサービス、石油およびガス供給、その他工業、その他運輸。自動車セクターは、1.5°C シナリオではなく 2°C シナリオ (高効率)、製紙セクターは B2DS に基づき評価する。

<sup>5</sup> オフセットまたはカーボンクレジットの使用は避け、適用する場合には限定的にすべきである。実行可能な脱炭素技術が存在するセクターで活動している企業の場合は、オフセットまたは「二酸化炭素除去」は使用すべきではない。例えば、オフセットを石炭火力発電所からの排出に対して使用した場合、評価できるものとは見なされない。なぜなら、石炭火力発電所には実行可能な代替手段が存在するからだ。

<sup>6</sup> 現在はサブ指標 5.2 と関連基準は EU 域内に本社を置く企業にのみ適用される。評価では、EU 域内に本社を置く企業に対しては「売上高 (Turnover)」（または収益) に関する EU の Green Taxonomy 基準を利用する。EU 域外の企業を評価する基準については、グリーン・レベニューの分類システムと各地域のタクソノミーの使用に関する幅広い議論も踏まえ、開発される。

<sup>7</sup> サブ指標 8.3 は v1.1 では「ベータ」版として扱い、引き続き開発を行う。内部分析のためにオーストラリアに本拠地を置く企業を対象としてデータを収集するが、2022 年 3 月にはデータも評価も公表しない。

<sup>8</sup> 指標 9 は v1.1 では「ベータ」版として扱い、引き続き開発を行う。内部分析のためにデータを収集するが、2022 年 3 月にはデータも評価も公表しない。